少量核燃料物質の安全な取扱いに向けた今後の方向性について(案)

平成２３年1月２０日

文部科学省
原子力規制室

議　題

1. 今後の方向性（案）

2. ガイドラインの内容（骨子）

3. 今後の検討スケジュール（案）

1．今後の方向性（案）

（1）委託調査結果より

① 無用な被ばくを避け、核燃料物質の適切な安全管理を行っていくため、何らかの対応による被ばくの低減処置、取扱い、安全教育を実施させなければならない。

② 現時点において被ばく線量は年間被ばく限度値を下回っている中で、早急に法規制を導入した場合、事業者への負担及び研究活動への支障等の社会的な混乱を起こす可能性が否定できない。

安全確保に向けた取扱い、管理の方法等を周知する必要があるため、

今後**「ガイドライン」**により対応を行う。

※ 当面はガイドラインによる対応を行い、ガイドラインのフォローアップ状況を見ながら、問題点等を精査した上で、核燃料物質の処分の進展状況等を踏まえて、法規制について検討する。

2．ガイドラインの内容（骨子）

(1) 核燃料物質の使用について

・使用の場所を限定する。使用場所には目に付きやすい場所に使用上の注意事項を掲示する。

・非密封の核燃料物質を取り扱う際は、白衣、手袋、マスクを着用する。　等

(2) 核燃料物質の貯蔵について

・核燃料物質の保管場所は、常時人が立ち入らない場所で保管する。また、施錠管理する。

・保管場所には目に付きやすい場所に保管上の注意事項を掲示する。　等

(3) 廃棄物の管理について

・少量核燃料物質に触れた液体状の廃棄物については、法令に定める濃度限度以下であることを確認した場合のみ、排出することもできる。確認した際の分析値等の記録は保存する。

・容器は腐食に耐え、溶液が漏れにくく、蓋が容易に外れないものを用いる。　等

(4) その他（使用者に対する教育の実施）

・初めて少量核燃料物質を取り扱う者に対し、放射線の基礎知識、安全な取扱いと放射線防護、放射線の人体への影響等について教育する。

・必要に応じ、少量核燃料物質を取り扱う者や関係者に対し教育を行う。

3．今後の検討スケジュール（案）

1．次回検討会

　学協会等関係者に対して提案するガイドラインの素案の審議

2．学協会等への意見募集

3．次々回検討会（2回程度）

　学協会等からの意見の集約結果の報告、学協会等からの意見を踏まえたガイドラインの修正案の審議

4．放射線審議会への報告（必要に応じて）

5．ガイドラインの周知

　国際規制物資使用許可者への周知、説明会の開催